

第159回法律問題研究部会	
開催	平成28年11月26日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数	担当理事1名、正部員14名、正会員オブザーバー1名、合計16名
出席者リスト	担当理事
	森 治彦 株式会社ダイナム
	リーダー
	荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社
	サブリーダー
	八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事
	正部員
	生島 靖也 株式会社ダイナム
	影山 健二 株式会社ニラク
	倉沢 隆志 株式会社ニラク
	佐久間 仁 株式会社ニラク
	住谷 一真 夢コーポレーション株式会社
	斎藤 明 夢コーポレーション株式会社
	吉田 一雄 株式会社TRY&TRUST
	若林 昇 株式会社キョウサン
	武内 好努 株式会社パンドラ（アメニティーズ）
	岩本 涉 株式会社アメニティーズ
	志方 崇 株式会社チアエンタープライズ
	西里 実 株式会社三永
	正会員オブザーバー
辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス	
討議事項	1) 警察庁生活安全局保安課課長補佐 余暇進 講話について
	11月9日に余暇進秋季セミナーにおいて、生活安全局保安課課長補佐による講話がありその内容を確認した。メーカーに責任の一端があるにせよホール（営業者）もペナルティを負う可能性が有る事、新流通制度における保証書の問題、スロットの射幸性抑制について再度周知した。
	2) 検定機と性能が異なる可能性のある遊技機の対応
	11月15日の9団体会議について報告がされた。① 12月末の撤去状況調査については、12月26日以降に3次リストの遊技機を撤去する場合には、ホールが1月6日までに指定された連絡先に連絡をする。連絡が確認出来ないホールを全商協が調査する。
	② 1月の9団体会議は1月19日（木）午後1時から全日遊連会議室にて開催。1月16日には撤去状況がまとまるので、事前に日工組が行政に結果報告をする。
	なお、その後1月の9団体会議開催は1月26日開催に変更された。
	③ PCSA加藤英則副代表理事から「9団体声明」の提案があったが同意を得られなかった。④ 9団体会議12月は、12月12日（月）午後3時から日工組会議室にて開催。
	また、未だに撤去回収が終了していない店舗に関する対応の経緯なども報告された。

討議事項	2) 新基準に該当しない回胴式遊技機の対応について
	新基準に該当しない遊技機の撤去回収はすでに達成されているが
	全体として50%以下ではなく、県ごとや店舗ごとにも50%以下を遵守すべき、
	という考えが明確化した。アンケートを取った結果、9月末日時点で会員企業
	17社中4社が50%の設置比率を会社全体として超えていた。なお、17社中で、
	店舗ごとに50%を超えている店舗を持つ企業は7社であった。各社の現状と今後の
	方針について情報を交換した。
	3) 初鹿議員による質問主意書および答弁書について
	本年10月27日に政治分野アドバイザーの民進党 初鹿明博衆議院議員が「ぱちんこ
	遊技機の不正改造問題に関する質問主意書」を提出した。初鹿議員の質問に
	対する回答は従前の枠組みと変わらない。また、警察法上、警察庁が
	公安委員会を指揮監督出来るという前提で回答がなされている。なお、初鹿議員は
	不正改造と書いているが警察庁は「検定機と性能が異なる可能性がある遊技機」と
	している。
	4) 緒方議員による質問主意書および答弁書について
	緒方議員の質問主意書では、パチンコ以外の風俗営業、射幸心についても
	質問している。風適法と刑法の違いでは、射幸心を「そそる」と
	「助長する」の違いを聞いている。助長はそそる以上のもので刑法の対応、
	そこまでいかない場合には風適法で対応している。また、換金についても
	質問。これも従前の通りパチンコ営業では換金をしていないという認識。
	その上で、第三者に賞品を売却する事もあると承知していると回答している。
	他にも換金が賭博になるかと質問しているが、ぱちんこ営業が風適法の範囲で
	営業されているなら賭博に該当しないと回答している。法律用語になるが
	「構成要件に該当しない」ということでそもそも対象にならないという事。一方、
	公営ギャンブルは「構成要件に該当するけど阻却している」という組み立て。
	これは裁判所の判例を引き出して説明している。
	4) 専修大学 学生からの質問に関して
卒論のテーマにパチンコを選んだ大学生から事務局に質問が届き、法律問題研究	
部会部員に協力していただいて先方にアンケートのまとめを回答した旨を	
報告した。以下が実際のアンケート内容となる。	
1. 現在多くのメーカーで行われている、①抱き合わせ販売、②機歴主義、	
③台数縛りなどについてどのような考えを持っているか。	
2. 提案として ①リース、②低貸専用台の販売があるが、これについて	
どのような考えを持っているか。	

討議事項	5) 余暇進から警察庁への質問について
	余暇進から警察庁へ下記の質問が出された。それぞれの質問の意味するところと
	これまでの対応から予測される回答について説明された。
	1. 遊技機の認定申請の受理期間は、検定期間終了までか。あるいは各公安
	委員会で期間を独自に定めることができるものか。
	2. 風営法第二条第五号に該当する営業について、その許可条件、提供する賞品
	の限度額に関する規定があれば教えて頂きたい。
	3. 風営法第二条第四号営業及び第五号営業共に移動式（例とは車両に取り
	付ける等）のものも許可対象とされるものか。また、営業日を当日のみと
	するような許可はあり得るのか。
	6) 総付け景品ガイドラインについて
	ティッシュ（ポケットティッシュ、ボックスティッシュ）を飲食店に置かせて
	頂く場合、ティッシュが総付け景品にあたるのかという疑問から、ガイドラインの
	内容について検討する必要があるのではないかと意見が出されアンケートを
	とった。・現行のまま。・緩和して欲しい。・内容をシンプルに分かり易くする。
	・現行のままでもかまわないが、ペナルティを厳格に適用して欲しい。等の意見が
	出された。結果、総付け景品ガイドラインの改訂案を作成、次回以降に検討する事
	となった。
	7) 法律問題研究会 質問コーナー
	下記の質問が出された。
	Q 1 : 認定申請中の遊技機について
	・点検確認後、所轄検査前に故障した場合は申請取り下げと理解してるが、
	所轄検査後に故障した場合は、認定通知が出るまで稼働停止、通知後に
	交換対応で可能か？
	・認定申請した遊技機を撤去する場合は取り下げか？
	Q 1 : 遊技機故障について
	・原則、ほとんどのメーカーは「設置中」遊技機にしか部品発給をしないが、
	店舗間移動中に故障した場合は部品交換できないのか？
	・倉庫の機械でも部品発給してもらえるメーカーが一部あるようだが、その際に
部品発給の際に保証書も発行してもらう。	
→メーカー保証付きの部品を倉庫で不良部品と交換する。	
→再設置時に、取扱主任者が点検確認する。	
→メーカー保証のある部品がついていて、取扱主任者が問題なしとした	
遊技機で変更承認検査を受けることに違法性があるか？	
各質問の内容を吟味し法律的な考え方と注意すべき点について具体的な説明が	
された。	

討議事項	6) 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 部品交換に伴う不正部品発覚について
	メーカーによる部品交換後、サブロムが不正品にすり替えられていたという事案の
	情報が流れた。事に真偽を確かめるため先方へ質問をする事が決定された。
	質問草案を検討し修正案を作成、再度、担当理事、リーダーサブリーダー、部員の
	意見を伺う事となった。
	次回開催
	平成28年12月17日(土)
	午後1時~4時
	PCSA会議室にて